掛川市告示第53号

次のとおり指定工事店の指定を取り消したので、掛川市排水設備指定工事店条例（平成17年掛川市条例第102号。以下「条例」という。）第11条第２号の規定により告示する。

平成29年４月10日

掛川市長　松　井　三　郎

１　指定工事店の住所、名称及び代表者名

掛川市細田200番地の１

株式会社金田組

代表取締役　丸山 祐三

２　理由

条例第９条第１項に基づく掛川市排水設備指定工事店指定辞退届出書が提出されたため。